

「品質」誌研究速報論文審査内規

種 類 内 規

議 決 理 事 会

制定期日 平成 30 年(2018 年) 1 月 29 日

1. 審査は品質管理に関する各分野について、広い視野に立って、公正厳密に行うこと。
2. 審査は論文誌編集委員長(以下、委員長という)と幹事が行う。
3. 委員長は、「品質」投稿要項(学会規則第313)に定められた研究速報論文の区分で投稿された論文(以下、論文という)1件につき、幹事1名を選出し、当該論文の審査を迅速かつ適切に行うために必要な処置を提案させる。幹事は編集委員会委員(以下、委員という)から選出することを原則とするが、当該論文が過去に投稿された論文と密接に関係すると判断される場合には、過去の論文の幹事を幹事に選出してもよい。なお、委員長が論文を投稿した場合、委員会が筆頭幹事を選出し、委員長は論文の審査には関与しない。筆頭幹事は委員長に代わって必要な処置を行う。
3. 事務局は、メールで投稿論文を受領したことを著者に連絡する。
4. 幹事は審査員および著者とのやり取りについてはすべて委員長と事務局にccするとともに、定例の委員会に置いて進捗状況を報告すること。また、審査員および著者とのやり取りに関する文書は、本内規様式を除いて任意とする。
5. 幹事は、2名の審査員を指名し、論文の専門的・技術的内容について審査を依頼する。速報性の観点から、審査依頼はメールで行うものとし、著者からの提出物、審査報告書(様式247-1)および投稿論文審査ご依頼(様式247-2)の電子ファイルを添付すること。
6. 複数の審査員の審査意見が大幅に異なり、委員長と幹事が論文の掲載の可否を判定できない場合、委員長と幹事は、さらに審査員を追加することができる。追加される審査員は、幹事が兼ねてもよい。委員長と幹事は委員会で適宜進捗状況を報告すること。
7. 論文の著者である委員は、当該論文の審査に関与しない。
8. 委員は委員会で知り得たことに対して守秘義務を負う。また、知り得たことを自己または他者の便に利用してはならない。
9. 審査員は審査において知り得たことに対して守秘義務を負う。また、知り得たことを自己または他者の便に利用してはならない。
10. 委員長と幹事は、審査員による審査の開始に先立ち、当該論文について次の各項を検討し、当該論文の受付の可否を決定する。受付不可と決定した場合、委員会はその理由を明示した文書を著者に送付し、審査を終了する。
 - (1) 論文の主題、区分、分量等が投稿要項(学会規則第313)に合致していることを確認する。
 - (2) 同一著者からの、主題が類似すると思われる過去に投稿された論文について、その審査経緯を確認する。特に却下となった論文が再投稿されたものであると判断された場合には、十分な改訂がなされ、却下となった理由が解消されていることが論文を受付けるための必要条件である。
11. 幹事は、審査員への論文審査依頼に際し、審査員に論文審査引受の諾否を確認する。論文送付後1週間以内に返事がない場合には、審査依頼の着信を確認する。
12. 審査員は原則として、論文受領後指定された期日(2週間以内)に審査を終了しなければなら

らない。

13. 審査の円滑化を図るために、委員長と幹事は必要のある場合には、つぎの手続きをとることができる。
 - (1) 指定された期日のおおむね3日前に審査終了の可否を審査員に問い合わせる。
 - (2) 当該審査員から委員長、幹事、委員会のいずれにも審査結果が提出されなかった場合、督促を行う。
 - (3) 督促状送付後、当該審査員より審査結果が提出されなかった場合、再度督促を行うとともに、別の審査員の指名を検討する。
 - (4) 督促したにもかかわらず、当該審査員より連絡がない場合には別の審査員を指名する。
14. 審査員は審査結果を投稿論文審査報告書（様式2xx-1）に記入し、メールで委員長、幹事または委員会に返送する。
15. 幹事は審査結果の受領を審査員に連絡する。
16. 審査員の審査結果は、次の5種類とする。
 - (1) 採択するに十分な内容があると判断される。
 - (2) 修正すべき点があるが、採択するに十分な内容があると判断される。
 - (3) 内容・表現に問題があり、加筆・修正が必要であると判断される。
 - (4) 内容・表現に問題があり、全面的に書き改める必要があると判断される。
 - (5) 内容に重大な問題があり、却下したほうがよいと判断される。
17. 委員長と幹事は、審査員の第1回目の審査結果に基づいて審議し、掲載可、意見通り改めれば掲載可、改訂後委員長と幹事による再審議、掲載不可、または審査員の追加のいずれかの処置を決定する。
18. 委員長と幹事が、掲載可、意見通り改めれば掲載可、改訂後委員長と幹事による再審議、または掲載不可のいずれかの決定を行った場合、事務局は委員会の決定事項として論文審査報告書を添付し、メールで審査結果を著者に通知する（様式2xx-2～5）。
19. 著者に対し、委員会は当該論文の審査員に関する情報を秘匿する。このため、委員長と幹事は審査員名を著者に秘すために必要な処置を行う。
20. 意見通り改めれば掲載可または改訂後委員長と幹事による再審議の決定を行った論文が委員会決定を送付後3ヵ月を経ても再提出されない場合には、事務局は審査員に対してその旨を通知する。
21. 意見通り改めれば掲載可または改訂後再審査の決定を行った論文が、論文審査報告書を送付後3ヵ月以上を経ても再提出された場合には、新規投稿とみなす。
22. 意見通り改めれば掲載可または改訂後再審査の決定を行った論文が再提出された場合、委員長と幹事は審査員による再審査が必要かどうかを判断し、再審査が必要と判断された論文に対して本内規第11項-第21項の処置を行う。
23. 第3回目の審査では、委員長と幹事は当該論文を審議し、掲載可、または掲載不可のいずれかの処置を決定する。
24. 掲載不可の決定を行った論文について、3ヵ月未満の期間内に、著者より異議申し立てがない場合、掲載不可を確定する。
25. 掲載不可とされた論文について、3ヵ月未満の期間内に、著者から異議申し立てがあった場合、委員長と幹事は、次のことを行う。
 - (1) 必要と判断した場合には、当該論文の審査員に、著者の反論に対する意見を求める。

- (2) 審査員の審査結果、著者の反論、反論に対する審査員の意見等をもとに、掲載不可とした理由の正当性を審議・決定し、次のいずれかの手続きをとる。
- ① 著者の反論が正当と認められる場合：委員会意見として掲載不可の取消しを著者に伝え、本内規第17項にしたがって通常の審査ルートに戻す。
 - ② 掲載不可の理由が正当と認められる場合：著者に委員会意見を送付する。
26. 掲載不可の審査結果を送付後、3ヵ月経過した以降、再投稿された論文は新規投稿と見なす。再投稿された論文に対して、本内規第10項を適用し、受付の可否を十分に検討する。
27. 委員会は、審査の結果、投稿区分の変更、あるいは他誌への投稿を著者に勧告することができる。
28. 論文誌への掲載は、原則として採択順とする。
29. 論文受付日付、改訂日付及び採択決定日付を掲載原稿に明記する。受付日付、および改訂日付は、論文原稿が本学会に到着した年月日とする。採択決定日付は委員会による採択決定が行われた年月日とする。ただし、本質的な改訂がなされなかった場合には、改訂日付は記載しない。
30. 連絡状など、発信は特に定めのない限り、委員会名または委員長名で行う。
31. 論文査読料の支払い・精算は謝礼、手当、旅費等支払基準内規（学会規則第206）による。

付 則:

1. この内規は平成30年(2018年)1月29日より施行する。